

地球惑星科学専攻での放射線取扱者の登録方法

2021 年 4 月 8 日

地球惑星科学専攻 安全委員会（放射線取扱者担当）

1. はじめに

本学において X 線装置、放射性同位元素（RI）、加速器、放射光等を使用する方は、放射線取扱者の認可を受ける必要があります。特に、RI、加速器、放射光等の実験においては、ルミネスバッジの着用が義務付けられています。本資料では放射線取扱者の認可を受けるために必要な手続きについて説明します。

※ 本資料の内容は安全委員会の Web ページでも確認できます。

<http://www.eps.s.u-tokyo.ac.jp/safety/gakunai/radiation/>

専攻トップページ ⇒ 専攻メンバー向け情報 ⇒ 事故対策・環境安全 ⇒ 放射線

＜地球惑星科学専攻 放射線取扱者担当者＞

- ・担当教員：高橋（嘉）（理 1 号館 542 号室、内線 24517）
笠原（理 1 号館 834 号室、内線 24582）
- ・担当者：小林（理 1 号館 837 号室、内線 24557、akobayashi@eps.s.u-tokyo.ac.jp）

2. 登録方法

2-1. 取扱内容と登録に関する注意

放射線取扱者の認可は X 線、RI、加速器、放射光等、取り扱う内容ごとに細かく分かれており、使用するものにあつた認可を受ける必要があります（例えば、加速器の認可しか受けていない場合には加速器以外のものを使用することはできません）。また、X 線関係の認可には「X-AB」と「X-CDE」があり、使用できる装置や場所に違いがあります。

登録に関する注意事項は以下の通りです。

- 手続きは「放射線取扱者登録管理システム（UTRadMS）」（以下、UTRadMS と記載）上で行います。UTokyo Account、メールアドレス（学外のものでも可能）、電話番号（内線番号を推奨）が必要となりますので、あらかじめご確認ください。
- UTRadMS の詳しい操作方法については、マニュアルが用意されておりますのであわ

せてご参照ください。マニュアルは下記より確認することが可能です。

<http://www.eps.s.u-tokyo.ac.jp/safety/gakunai/radiation/>

- 学部生については原則、研究室配属後に認可を受けることが可能です。
- 当専攻の所属であっても、大気海洋研究所や地震研究所などの学内他部局で使用するものの、理学部内では使用しない場合には、当専攻ではなく使用先の部局で認可の手続きをすることになります。詳細は使用先の部局の担当者にお問い合わせください。
- 一部の研究室では独自に手続きを行っており、登録や認可後の手続きが異なることがありますので、自身の所属する研究室が独自に手続きを行っているかどうかは担当者（小林）または所属の研究室にお問い合わせください。
- X線関係については、当専攻のX線装置のみを使用する場合は「X-AB」を選択すればよいですが、当専攻の装置だけではなく、理学部以外の学内他部局（他の学部や研究所等）あるいは外部の研究機関のX線装置も使用する場合には「X-CDE」を選択する必要があります（他部局では「X-AB」を認めていない場合があります）。また、他部局での取り扱いの際にはその部局のルールにも従うことになりますので、詳細は使用先の部局の担当者にお問い合わせください。
- 「X-CDE」には「撮影用」「透視用」「分析用」「その他」の4種類がありますが、いずれも「X-AB」で使用できるものは全て使用可能です（「X-CDE」のいずれかを選択する場合には「X-AB」は選択する必要はありません）。また、「X-CDE」の認可を希望する場合には少なくとも「分析用」は選択することを強くお勧めします（特に当専攻のX線装置はほとんどが「分析用」に分類されます）。
- X線装置の管理を行う教職員（装置責任者）は「X-CDE」の認可を受ける必要があります。
- 「特殊電顕」は当専攻の電子顕微鏡は該当しないため、登録の必要はありません。

2-2. 登録手順

登録手順は以下の通りです。(2)(3)(4)の受講の順序は問いません。取扱内容によっては行う必要のないものがあります。

(1) 登録申請

申請は UTRadMS から行います。まずは登録を希望する旨、担当者（小林）へご連絡ください。その後、下記 URL よりアクセスし、UTokyo Account でログインしてください。

<https://radms.adm.u-tokyo.ac.jp/sinsei>

ログイン後のトップページより「登録申請」をクリックすることで手続きを開始することが可能です。画面の指示に従い、手続きを行ってください。途中、「部局等」「専攻・研究室等」を選択する項目がありますが、

- ・部局等 : 「理学部」
- ・専攻・研究室等 : 「地球惑星科学」

を選択してください。申請後、内容に不備が無ければ、後日、申請が承認された旨のメールが届きます。

※ 登録申請から承認まで数日かかることがありますので、余裕をもって申請ください。

※ 過去に本学で放射線取扱者の認可を受けており、再度の登録となる場合には、当時の管理記録を引き継いでの登録となりますので、登録前に担当者（小林）へご連絡ください。

(2) 理学部講習会の受講

年 10 回程度（概ね月 1 回程度）開催されます。日時、場所、注意事項等の詳細につきましては安全委員会の Web ページをご確認ください。

<http://www.eps.s.u-tokyo.ac.jp/safety/gakunai/radiation/rigaku-training.html>

原則として、事前の受講申し込みは必要ありません（ただし、オンラインでの開催等により、事前の申し込みが必要となる場合があります。詳細は上記 Web ページをご確認ください）。出席確認等の受講当日の注意事項につきましても上記 Web ページをご確認ください。

(3) 全学一括講習会の受講

以下に該当する場合には全学一括講習会が免除になる場合があります。

- 過去に本学で放射線取扱者の認可を受けていた場合
⇒取扱内容に応じて全学一括講習会が免除となります。
- 過去に所属していた組織（大学・研究機関・企業等）での放射線の取り扱いの経験がある場合
⇒当該所属先での教育訓練の時間が本学の求める基準に達していれば、当該所属先の発行の「放射線業務従事者証明書」を提出することで取扱内容に応じて全学一括講習会が免除となります。放射線業務従事者証明書の様式は原則として本学のものをご使用ください（安全委員会の Web ページからダウンロードできます）。

http://www.eps.s.u-tokyo.ac.jp/safety/gakunai/radiation_worker.doc

- 放射線取扱主任者、エックス線作業主任者等の放射線関係の資格（免許）を所持している場合
⇒資格（免許）の種類に応じて全学一括講習会が免除となります。詳細は担当者（小林）までお問い合わせください。

事前の申し込みが必要です。申し込みは UTRadMS から行います。下記 URL よりアクセスし、UTokyo Account でログインしてください。

<https://radms.adm.u-tokyo.ac.jp/sinsei>

ログイン後のトップページより「教育受講申請」をクリックすることで申し込みが可能です。画面の指示に従い、手続きを行ってください。申請が終わりますと、後日、受付完了のメールが届きますので、指示に従い受講してください。

(4) 放射線取扱者特別健康診断の受診

※取扱内容が「X-AB」のみの方は対象外です。

事前の予約および健康診断受診前の Web 問診の受診が必要となります。手続きは UTRadMS から行います。下記 URL よりアクセスし、UTokyo Account でログインしてください。

<https://radms.adm.u-tokyo.ac.jp/sinsei>

ログイン後のトップページより「問診受診」をクリックすることで受診が可能です。画面の指示に従い、手続きを行ってください。問診の受診が終わりますと、後日、健康診断受診に関する案内がメールにて届きますので、指示に従い予約および受診を行ってください。

(5) 放射線取扱者としての届け出

(2) ～ (4) 全てを受講、受診した後に、メールにて担当者に報告してください。報告を忘れると認可されませんので忘れずに報告してください。

【宛先】 小林 akobayashi@eps.s.u-tokyo.ac.jp

【報告事項】 下記 4 項目

- 1) 氏名（フルネーム）
- 2) 全学一括講習会受講日（受講免除の方はその旨記載してください）
- 3) 理学部講習会受講日
- 4) 放射線取扱者特別健康診断受診日（取扱内容が「X-AB」のみの方は不要）

(6) 認可通知書の交付

※X線装置を取り扱わない方は対象外です。

放射線取扱者に認可されますと、X線については放射線管理室から「認可通知書」が交付されます。

（PDF 等電子媒体の場合には担当者（小林）より（5）の発信元のメールアドレスに、紙媒体の場合には専攻事務室（理1号館西棟 8階 811号室）にあるメールボックスに届きます）

(7) X線装置の使用・管理に関する教育

※X線装置を取り扱わない方は対象外です。

使用・管理する装置について、実際の使用時に安全な使用方法や注意事項について装置の管理者・担当者より教育を受けてください。

3. ルミネスバッジ

取扱内容が「X-AB」のみの方以外の方には、放射線取扱者の認可後に毎月「ルミネスバ

ッジ」が支給されます。ルミネスバッジは専攻事務室（理 1 号館西棟 8 階 811 号室）にあるメールボックス（廊下側）の一角にまとめて入れられていますので、実験や X 線装置のメンテナンスなどで必要な時はそこからバッジを持ち出し、回収日までに必ずご返却ください（回収日に翌月分のバッジが配られています）。

※ 取扱内容が「X-AB」のみの方にはルミネスバッジの支給はありません。

※ 回収は毎月 25 日の 16 時まで、25 日が休日の場合にはその次の平日です。

※ 6 ヶ月以上返却されない（紛失も含む）場合には実費がかかります。

なお、外部の研究機関など、学外で放射線を取り扱う場合でも、本学・理学部として放射線管理を行っている関係上、研究機関でのルミネスバッジ・クイクセルバッジ・ルクセルバッジ等の支給の有無にかかわらず、本学で支給されたルミネスバッジを必ずご着用ください（研究機関にてバッジが支給された場合には本学のものと合わせて 2 個着用することになります）。ただし、海外で放射線を取り扱う場合には原則として本学支給のルミネスバッジの持参は不要です（持参しないことが推奨されています）。

また、ルミネスバッジを空港の手荷物検査にかけた場合、バッジが被曝し本来の被曝線量が正しく測定できない恐れがあるため、検査前に必ず荷物から取り出してください。万一、手荷物検査にかけてしまった場合には速やかに担当者（小林）にご連絡ください。

ルミネスバッジに記録された被曝量については、特に問題がない場合には現時点では通知をしておりません。必要があれば担当者（小林）にお問い合わせください。

4. 放射線取扱者認可後の手続き

放射線取扱者に認可されますと、継続のためには毎年、理学部講習会の受講と問診の受講が必要となります。受講・受診を忘れると認可中断となりますのでご注意ください。

（1）理学部講習会の受講

例年 8～10 月に開催される継続者向けの講習会（新規登録者向けの講習会と合同）を受講してください。

※ 取扱内容が「X-AB」のみの方は通常は受講の必要はありませんが、制度が変更された場合には受講の必要があります。受講が必要な場合には指示がありますので、指示に従ってください。

(2) 問診の受診

※取扱内容が「X-AB」のみの方は対象外です。

1年に2回（例年、前期は7月頃、後期は1～2月頃）行われる問診を受診してください。
時期が近づきますと受診案内のメールが届きますので、指示に従い受診してください。

5. 外部の研究機関で放射線を取り扱う場合の手続き

外部の研究機関での放射線の取り扱いに際し、放射線業務従事者であることの証明書が必要な場合には、放射線管理室に発行を依頼する必要があります。研究機関より様式を入手し、遅くとも実験予定日の2～3週間前までに研究室で取りまとめて放射線管理室に作成を依頼してください。なお、取扱内容が「X-AB」のみの方は、健康診断および問診が免除となっており被曝管理を行っていない関係で従事者証明書の発行ができないため（教育を受けたという証明書は発行可能です）、外部の研究機関で放射線を取り扱うことはできません。

6. 登録内容（身分・取扱内容等）を変更する場合の手続き

登録内容（身分・取扱内容等）を変更する場合には UTRadMS 上で手続きをする必要があります。まずは変更を希望する旨、担当者（小林）へご連絡ください。その後、下記 URL よりアクセスし、UTokyo Account でログインしてください。

<https://radms.adm.u-tokyo.ac.jp/sinsei>

ログイン後のトップページより「登録内容変更申請」をクリックすることで手続きを開始することが可能です。画面の指示に従い、手続きを行ってください。請後、内容に不備が無ければ、後日、申請が承認された旨のメールが届きます。

なお、「X-AB」から他の取扱内容への変更等、変更内容によっては追加の講習会の受講および健康診断の受診が必要となる場合があります。その際には案内のメールが届きますので、指示に従い受講・受診を行ってください。

他部局へ進学・異動するなどで理学部の所属ではなくなるものの、引き続き本学で放射線の取り扱いを行う場合には、一旦取扱中止の手続きを行い、次の所属先となる部局にて改めて登録の手続きを行う必要があります。詳細は担当者（小林）までお問い合わせください。

※ 身分を変更する場合で共通 ID が変更となる場合、以前の共通 ID の管理記録を引き継ぐ必要がありますので、変更前に担当者（小林）へご連絡ください。

7. 放射線の取り扱いを中止する場合の手続き

退職・卒業等で本学での放射線の取り扱いを中止する場合には担当者（小林）にて手続きを行いますので、中止を希望する旨、ご連絡ください。

なお、次の所属で放射線を取り扱うなどで本学の放射線業務従事者証明書（あるいは教育を受けたという証明書）が必要な場合には、直接、放射線管理室にお問い合わせください。

以上